



# 鳥取県公報

平成14年7月9日(火)  
第7398号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	公有水面の埋立ての免許の出願 (379) (空港港湾課) .....	1
雑 報	行政書士試験の実施 (総務課) .....	2
正 誤	平成14年6月25日付鳥取県公報第7394号中訂正.....	4

## 告 示

### 鳥取県告示第379号

公有水面の埋立ての免許の出願があったので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して3週間鳥取県土整備部空港港湾課及び名和町役場産業振興課に備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成14年7月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

名和町

名和町長 山口 隆之

西伯郡名和町大字御来屋328

#### 2 埋立区域

##### (1) 位置

西伯郡名和町大字御来屋29 - 14の地先公有水面

##### (2) 区域

次の1の地点から4の地点までを順次に直線で結んだ線及び4の地点と1の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 西伯郡名和町大字小竹3等三角点（北緯35度30分34秒、東経133度31分16秒）から279度36分19秒、2,273.52メートルの地点

2の地点 1の地点から187度21分50秒、7.14メートルの地点

3の地点 2の地点から267度34分44秒、46.15メートルの地点

4の地点 3の地点から317度39分4秒、9.29メートルの地点

##### (3) 面積

350.75平方メートル

#### 3 埋立に関する工事の施行区域

## (1) 位置

西伯郡名和町大字御来屋29 - 14の地先公有水面

## (2) 区域

次の2の地点から8の地点までを順次に直線で結んだ線及び8の地点と2の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 西伯郡名和町大字小竹3等三角点(北緯35度30分34秒、東経133度31分16秒)から279度36分19秒、2,273.52メートルの地点

2の地点 1の地点から89度24分37秒、5.95メートルの地点

3の地点 2の地点から189度1分15秒、10.99メートルの地点

4の地点 3の地点から259度46分32秒、6.73メートルの地点

5の地点 4の地点から269度31分3秒、45.60メートルの地点

6の地点 5の地点から319度39分4秒、40.00メートルの地点

7の地点 6の地点から1度39分4秒、11.37メートルの地点

8の地点 7の地点から87度34分44秒、84.28メートルの地点

## (3) 面積

3,011.69平方メートル

## 4 埋立地の用途

物揚場用地

## 5 出願年月日

平成14年4月23日

---

雑 報

---

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定による鳥取県知事の委任に係る平成14年度鳥取県行政書士試験を次のとおり実施する。

平成14年7月9日

財団法人行政書士試験研究センター理事長 砂子田 隆

## 1 試験の日時

平成14年10月27日(日) 午後1時から午後3時30分まで

## 2 試験の場所

鳥取市湖山町南四丁目101 鳥取大学

## 3 試験方法及び科目

次の事項につき筆記試験((1)は択一式及び記述式、(2)は択一式)により行う。

## (1) 行政書士の業務に関し必要な法令等(出願数 40題)

行政書士法(行政書士法施行規則を含む。)、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政手続法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び基礎法学の中から適宜出題する。

なお、法令の内容については、平成14年4月1日現在施行されているものとする。

## (2) 一般教養(出題数 20題)

## 4 受験手続

## (1) 提出書類

## 受験願書一式

## (2) 提出先及び提出方法

〒153 - 0051 東京都目黒区上目黒3 - 6 - 18 TYビル7階

財団法人行政書士試験研究センター

受験願書とともに配布するあて先が印刷された封筒により配達記録郵便で郵送すること。

## (3) 受付期間

平成14年8月5日(月)から同月30日(金)まで

なお、郵送による場合は、平成14年8月30日(金)までの消印があるものに限り受け付ける。

## (4) 受験手数料

7,000円

## 5 問合せ先

〒153 - 0051 東京都目黒区上目黒3 - 6 - 18 TYビル7階

財団法人行政書士試験研究センター

電話 03 - 5725 - 7460

## 6 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある者に対しては、障害の状態により必要な措置をとることがあるので、受験申込みに先立って5の問合せ先に早めに相談すること。

## 7 合格者の発表

試験の合格者については、平成15年1月15日(水)午前9時から財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送する。

## 8 試験案内及び受験願書の配布

## (1) 郵送配布

160円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(角2号)を同封した上、封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書きして、イの請求先まで郵便で請求すること(平成14年8月23日(金)必着のこと)。

ア 配布期間 平成14年8月1日(木)から同月23日(金)まで

イ 請求先 〒152 - 8799 目黒郵便局留

財団法人行政書士試験研究センター

## (2) 窓口配布

ア 配布期間 平成14年8月1日(木)から同月30日(金)まで

イ 配布場所等 次の表の左欄に掲げる場所で、同表の右欄に定める時間に配布する。

配布場所	配布時間
鳥取県総務部県民室 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎内	午前8時30分から 午後5時15分まで
鳥取県中部県民局 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所内	〃
鳥取県西部県民局 米子市糞町一丁目160 鳥取県西部総合事務所内	〃
鳥取県日野総合事務所県民局 日野郡日野町根雨140 - 1	〃
鳥取県行政書士会 鳥取市富安二丁目159 久本ビル2階	午前9時から 午後5時まで

---

正 誤

---

平成14年6月25日付鳥取県公報第7394号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
13	23	鳥取県告示第359号	鳥取県告示第360号